

ILOが第二次勧告

7名の早期職場復帰・完全無罪に向け、さらに闘いを進めよう！

労総組合への弾圧を狙ったJR浦和電車区事件のことで上げ逮捕から3年。ILO（国際労働機関）は11月17日、事件の報告や押収物の返還、労組の悪宣伝をやめるようにとした昨年の勧告に続き、2回目の勧告を発しました。

今回の勧告では、東京駅事件での告訴は全て取り下げたかどうか 浦和事件の裁判の進行状況と結果について引き続き報告を求める 政府は1,251点全てが返還済みというが、22点が今尚再差押えされていることについて、押収品を速やかに返還し、引き続き情報提供をおこなうことおよび、再差押えの容疑について詳細を明らかにすること 不当な捜査や押収に対するJR総連からの国家賠償請求訴訟について進行及び結果の報告を求めるというもので、前回に続きひじょうに意義のある勧告です。

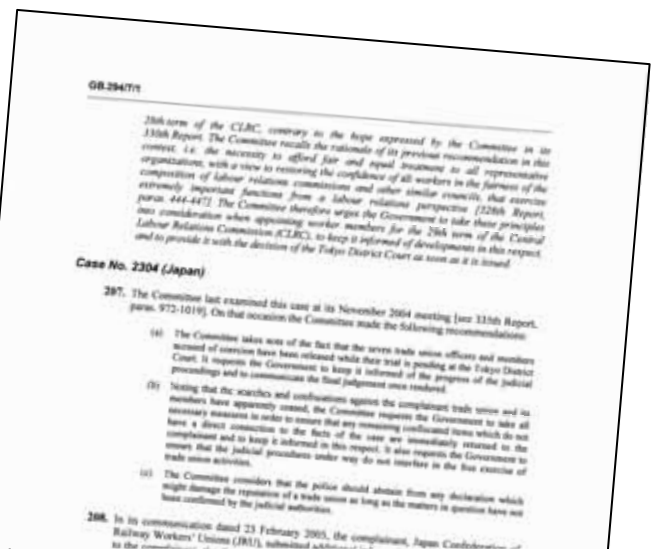
今年、JR浦和電車区事件を支援する会は、ILOの即時完全履行をもとめる39万1,067筆もの署名を取り組み、不当逮捕から3年目を向かえた11月1日、内閣府に提出しました。また、JR総連やJR東労組は押収品の還付を求めた国家賠償請求訴訟を起すなど、攻撃を強く押し返してきました。

これまでの主な経過

2002年	6月21日	東京駅事件発生
	11月1日	JR浦和電車区事件 7名逮捕・家宅捜索
2003年	6月12日	東京駅事件での「家宅捜索」
	8月1日	ILOへ提訴
	10月2日	ITFが共同提訴
	10月10日	7名が釈放
2004年	11月17日	ILO勧告
2005年	2月23日	ILOへ追加提訴
	3月15日	押収品「再差押え」
	3月16日	東京駅事件「不起訴」決定
	3月28日	日弁連が警視總監に「警告書」

一方、会社は専従休職中の梁次さんなどの職場への立ち入りを拒否したり、功績賞の表彰対象者から外すなど、『推定有罪』的な扱いをし、いまなお職場復帰が実現していません。さらに「小説」を秘密裡に配布するなどして組織混乱をあおるなど、不当弾圧に手を貸す輩による敵対もおこなわれています。

私たちは、三位一体となった組織破壊を、断固許してはなりません。さらなる弾圧への怒りをバネに、この第二次勧告をステップに、7名の早期職場復帰・完全無罪にむけ取り組みを強化しようではありませんか！



I L O (国際労働機関) 理事会で第 2 次勧告決定

日本政府は直ちに労働組合権の侵害をやめろ！

11 月 17 日、I L O (国際労働機関) は、J R 総連と I T F (国際運輸労連) が共同提訴していた日本政府の労働組合権侵害事件「第 2304 号事件(浦和電車区事件、東京駅事件、住居侵入事件)」に関する I L O 結社の自由委員会報告を第 294 回理事会で採択した。その主な内容は、2005 年 3 月 16 日に決定した東京駅事件(暴力行為等処罰に関する法律違反)不起訴処分の範囲を明らかにし、3 人の被疑者への告訴がすべて取り下げられたのかをはっきりさせること 強要事件(浦和電車区事件)で訴えられた 7 人の組合役員と組合員に関する裁判の進行に関して、引き続き情報提供すること 強要事件、東京駅事件で押収した物品をすべて可能な限り速やかに返還し、引き続き推移を情報提供すること。さらに当初東京駅事件の捜査で押収されたものである 22 点が再差押えされなければならなかったことに関して『他の容疑』の詳細を明らかにすること 不当な搜索と押収に関して国家賠償を求める訴訟の進展と情報提供を要請することを日本政府に求めているものである。

J R 総連は、昨年 11 月の第 1 次勧告に引き続き、I L O が日本政府に対し労働組合権の保障を求めたばかりでなく、再差押えや物品の未還付に重大な関心を示していることを高く評価する。特に、I L O が東京駅事件で 22 点の物品と文書を再差押えしなければならなかった『他の容疑』に重大な疑問を呈していることである。実際に『他の容疑』が存在するのか、あるいは労働組合権の侵害を隠蔽するための口実なのか、日本政府の追加情報(5 月 17 日付)では一切明らかにされていないことから、日本の司法・警察当局による再差押えに重要な問題があると指摘している。

また I L O は、強要事件・東京駅事件で押収した物品をすべて返還すべきであると指摘している。強要事件は検察官立証も終え、証拠はすべて請求されている。さらに 22 点の再差押えは、所有権を有する J R 総連らに対し令状を示すどころか、理由も告げずに物品を押収している。日本政府は、司法・警察当局がとった行動に対し、今次 I L O の勧告に従い、直ちに押収物品・文書の返還を履行すべきである。

私たちは 11 月 1 日、えん罪 J R 浦和電車区事件を支援する会が呼びかけた 40 万筆の「I L O 勧告の即時履行を求める署名」を内閣府に提出した。また支援する会の賛同者も 6 万人を突破し、美世志会 7 名の職場復帰と完全無罪を勝ち取る闘いを前進させている。

J R 総連は、日本政府、司法・警察当局の不当な弾圧に抗して闘う。そして全世界で激化している労働組合権の侵害と迫害を受けている労働者・市民と連帯して闘う。それを通じて反グローバルズム労働運動の前進のために奮闘するものである。

2005 年 11 月 21 日

全日本鉄道労働組合総連合会 (J R 総連)

Case No. 2304 (日本)

207. 委員会はこの事件を2004年11月会議で審理した(335回報告972~1019参照)。その際、委員会は次のような勧告をした。

- (a) 委員会は、強要罪で起訴された7人の組合役員と組合員が、東京地方裁判所で裁判係属中ではあるが、釈放された事実に留意する。委員会は、政府に対して、裁判の進行について引き続いて情報提供すること、また終局判決が言い渡されたときにはそれを伝達することを要請する。
- (b) 申立組合およびそのメンバーにたいする搜索と押収が終了したと見られることに留意し、委員会は、政府に対して、事件関係の諸事実と直接関係のないすべての未返還の押収物が申立人に直ちに返還されることを保障するため、必要なあらゆる手段をとり、この件に関して引き続いて情報提供することを要請する。また委員会は、政府に対して、進行中の裁判が自由な労働組合活動の遂行を侵害することがないように保障することを要請する。
- (c) 委員会は、問題となっている事柄が司法当局によって確定されない限り、労働組合の評価を損ないかねないかなる発表も警察は自制すべきであると認める。

208. 提訴者であるJR総連は、2005年2月23日付で、本件に関して追加情報を提出した。提訴者によれば、提訴に対する政府の回答が2004年11月の審議に提出されたが、東京地方検察庁に持ち込まれた重大な虚偽の記載がふくまれていた、ということである。とりわけ提訴者は、政府が、検事による訴えに応じて、事件はまだ捜査中であり司法当局によって確定していないにもかかわらず、あたかも事実であるかのように言及している、と主張している。さらに、政府が、浦和電車区事件の捜査が始まった時期について被害者や警察が法廷で述べた事実と違ったことを述べている、と言っている。政府の記載では、捜査開始は被害届が提出された後である、ということであるが、一方、警視庁は実際捜査を開始したのは前年で、警察は被害者に被害届を出すよう「促した」という。さらに提訴者は、政府が上記のことへの抗議に応えないので、2004年11月29日、刑法第156条(虚偽文書作成等)、同158条(偽造公文書行使等)違反容疑で、氏名不詳の日本政府職員に対し告発を行い、東京地方検察庁は2004年12月3日、この告発を正式に受理した。そして、提訴者はさらに、次のことを主張している。すなわち政府が民主党の国会議員に説明したところによると、警察庁が作成した文書を厚生労働省がまとめ、外務省を通じてILOに提出したもので、閣議決定や担当大臣の決裁を経していない、ということである。

209 提訴者はさらに、ILO勧告の履行に関して対応する部署として政府に指定された警察庁が、勧告の速やかな実施を求めるといふ要請に何ら応えていない、と述べている。厚生労働省の役人が民主党の国会議員に、「我々は勧告を尊重し、出来るものについては行いたい」と言ったとしても、法務省、警察庁は、押収物のこれ以上の還付を行うつもりはないことを明らかにしており、「必要のないものは還付している」、「捜査に関係ないものは還付している」と答えている。また、勧告のあるなしにかかわらず押収資料の扱いは独自に判断しており、今回の勧告内容が法務省、警察庁に公式に伝えられたかどうかは分からない、と答えている。提訴者は、ILO勧告に関して行われた関係省庁へのヒアリングについての国会議員による報告を添付している。

210 JR総連によると、2005年1月19日、2004年12月15日に出された還付請求に対し、東京地方検察庁は強要事件に関して124点の返還を行った。警視庁は、2004年12月7日に行った請求に対して、2004年12月15日、暴力行為等処罰に関する法律違反事件での押収物1点を返還した。強要事件に関するもので未還付の押収物は1,870点中

1,190 点で、暴力行為等処罰に関する法律違反事件関連では、1,039 点中 136 点となった。強要事件関連のこれらの未還付の押収物の中には、提訴者によると、組合発行雑誌の浦和電車区内購読者名簿、連合浦和個人住所録、JR 東労組大宮地本役員住所録、JR 総連 2002 年度執行委員会の構成と任務、中央鉄道学園普通課程運転科第一回卒業生名簿、規約・規則集 2002 年度版 4 冊、2002 年 4 月労働協約・協定集などが含まれている。また、暴力行為等処罰に関する法律違反事件に関する未還付の押収物の中には、富士銀行普通預金通帳（国際交流基金）、（株）さつき企画第 9 回株主総会資料、2002 年度（株）さつき企画会計監査資料、2003 年度（株）さつき企画役員名簿、等が含まれている。

- 211 暴力行為等処罰に関する法律違反事件をめぐる経過に関して、提訴者は、2004 年 1 月 29 日、不当な搜索と押収に対して国家賠償を求める訴えを起こした、と述べている。現在東京地方裁判所で裁判が進行中である。2005 年 1 月 26 日、警視庁公安部は JR 総連役員 3 名を暴力行為等処罰に関する法律違反容疑で東京地方検察庁に書類送検した。東京地方検察庁は 3 人の役員を呼び出し、取り調べを行った。検事は、起訴するかどうかの結論をだすには一ヶ月程度かかると語った。
- 212 強要事件の現状に関しては、提訴者によると、2003 年 2 月 25 日から 2005 年 2 月 16 日までに 29 回の公判が行われた。この間 3 人の裁判官が交代した（2004 年 4 月 23 日の第 18 回公判で右陪席裁判官、2004 年 8 月 27 日の第 22 回公判で裁判長、2005 年 2 月 16 日の第 29 回公判で左陪席裁判官）。提訴者は、裁判の途中でこの事件の裁判官全員が交代するのは異常な事態である、と述べ、とくに、「被害者」の尋問を行った裁判官が誰もいなくなったことをあげている。提訴者は、このことによる公正な裁判への影響を危惧している。
- 213 2005 年 3 月 7 日付けの政府情報によると、強要事件に関して裁判が進行中であり、現在弁護人が被告への質問を行っているということである。裁判はこの事件に関わった者の権利にかなりの配慮をしつつ進められている。この事件で押収した物品は返還してきた。この事件のはじめの審理の中で明らかにしたように、警視庁は 113 点の押収物を所有者に返還し、また東京地方検察庁は 2004 年 4 月に 443 点を返している。さらに、2005 年 1 月には I L O 勧告を受けて、東京地方検察庁は 124 点を還付した。このように、裁判官による厳しい法的な審査を経て押収された 1,870 点の物品や文書のうち、合計 680 点がすでに返還されている。政府は、以前と同様、事件を立証するのにそれほど重要性がなくなった押収物に関しては所有者に適切に返還するつもりであり、裁判の進行については I L O に情報を提供し続けることを述べた。そして、政府は追加情報の中で提訴者の申し立てに回答するつもりであることを述べている。
- 214 2005 年 5 月 17 日付の政府の情報によると、政府は 2005 年 2 月 23 日付の提訴者の情報に書かれた申し立てに対する回答を行った。政府は、この事件の政府見解は、裁判によって確定した事実として記載したのではなく、警視庁が捜査した結果について記載したものである、と述べている。浦和電車区事件の捜査開始時期に関しては、政府の主張は、書面による被害届が警察に提出される前に被害者への事情聴取等必要な捜査が行われることは法令上も実務上も何ら問題はない、ということである。実際、政府見解において、政府は、捜査が開始されたのは被害届の提出のあとである、とは述べていない。政府見解が I L O に提出される前の閣議決定がない事に関する申し立てについては、政府は、日本では行政事務に関しては各大臣が分担し、内閣法及び国家行政組織法に基づき、主務大臣としてそれぞれの分担に責任を持つこととなっている、と説明している。法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁はそれぞれの責任と手続きに従い I L O に対する政府見解を練り、完成させたのであるから、2004 年 5 月 25 日に I L O に提出した政府見解は、日本政府の公式見解である、ということである。
- 215 押収物の返還に関して、政府はすでに返還をしており、事件の立証にさほど重要ではないと見なされたものは、ひ

きつづき速やかに所有者に返還するつもりである、と述べている。浦和電車区事件（強要事件）に関しては、東京地方検察庁は2005年3月31日、332点を所有者に返還した。したがって、押収された1,870点の物品・文書のうち合計1,013点は返還されている。他の押収物については東京地方検察庁は刑事裁判の推移を踏まえ適切に対応するものと承知している、と政府は述べている。東京駅事件（暴力行為等処罰に関する法律違反事件）に関しては、政府によると、1,039点の押収物のうち1,005点はすでに所有者に返還された。残りの34点中22点の物品と文書は、他の容疑の捜査に必要であることから、刑事訴訟法の関連条項に従い厳しい法的審査を経て、警視庁によって再差し押さえされた。12点については返還できなかった。なぜなら、所有者が受領を拒否しているためである。そして、住居侵入事件関連での1,251点の押収物はすべて所有者に返還された。

216 政府によると、東京地方検察庁は2005年3月16日、東京駅事件（暴力行為等処罰に関する法律違反事件）の3人の被疑者の不起訴を決定した。提訴者、JR総連がおこした国家賠償を求める訴訟については現在東京地方裁判所に係属している。強要事件を担当する3人の裁判官の交代に関して、政府は、刑事訴訟法に従って、公判開始後に裁判官が替わる場合には継続のために新しい裁判官に従前の審理が引き継がれる、と主張している。本件に関して、この規定に従った公判手続きの更新手続きが取られている。

217 委員会は、2005年5月17日付の日本政府の情報から、東京地方検察庁が2005年3月16日に、東京駅事件（暴力行為等処罰に関する法律違反事件）の被疑者3人の不起訴を決定したことに注目する。それに先立ち2005年1月26日、警視庁はこれらの役員たちを暴力行為等処罰に関する法律違反で東京地方検察庁に送検した。委員会は、不起訴処分の適用範囲を明らかにし、とくに3人の被疑者への告訴はすべて取り下げられたのかどうかをはっきりさせることを、政府に要請する。

218 強要罪で訴えられた7人の組合役員と組合員に関する裁判の進行に関しては（上記勧告a参照）、委員会は、政府に、引き続き情報提供を要請し、最終的な判決が言い渡された時にはそれを伝達することを要請する。

219 押収物の返還に関しては（上記勧告b参照）、2005年5月17日付け政府情報から委員会がまず注目することは、住居侵入事件で押収された1,251点の物品と文書のすべてが所有者に返還済みである、という点である。しかしながら委員会がさらに注目するのは、東京地方検察庁がいまだに数点、特に（ ）強要事件関連で、政府によれば、裁判が進行し、事件を立証する上での重要性があまりなくなったという理由でこれから返還されるという857点の押収物、（ ）暴力行為等処罰に関する法律違反事件関連の34点を保持していることである。34点うち22点は他の容疑の捜査に必要であるという理由で刑事訴訟法による厳しい法的な審査を経て警視庁によって再差し押さえが行われており、また、12点は、政府によれば、所有者が受領を拒否しているために返還できない状態である。

220 委員会は、強要事件、暴力行為等処罰に関する法律違反事件で押収した物品をすべて、可能な限り速やかに返還し、引き続き推移を情報提供することを政府に要請する。委員会はさらに、当初東京駅事件（暴力行為等処罰に関する法律違反事件）の捜査の枠組みの中で押収されたものである22点が再差し押さえされなければならなかったことに関して『他の容疑』の詳細を明らかにすることを、政府に要請する。

221 委員会はまた、政府の報告から、提訴者であるJR総連によって、不当な搜索と押収に関して国家賠償を求める訴訟の裁判が東京地方裁判所において現在進行中であることに注目している。委員会は政府に、この点に関しての進展を情報提供し、判決が言い渡された時にはそれを伝達することを要請する。

（ 2005年11月17日
暫定訳 JR総連 ）